

## 8. 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

令和5年度予算額（案）	4,114百万円
（前年度予算額）	3,467百万円

### 1. 要 旨

障害のある児童生徒等の自立と社会参加の加速化に向け、ICTの活用等を含めた取組の充実を図り、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築する。

### 2. 内 容

#### （1）医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

##### ◆医療的ケア看護職員配置〔補助率1/3〕（ 拡 充 ）

3,318百万円（2,611百万円）

学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、自治体等による医療的ケア看護職員の配置（校外学習や登下校時の送迎車両への同乗を含む）を支援する。（3,000人分⇒3,740人分）

- ・実施主体：都道府県、市区町村、学校法人
- ・負担割合：国1/3、都道府県・市区町村・学校法人2/3

##### ◆学校における医療的ケア実施体制充実事業（ 拡 充 ）

37百万円（36百万円）

#### （1）小・中学校等における医療的ケア児の受入れ・支援体制の在り方に関する調査研究

中学校区に医療的ケアの実施拠点校を設けるなど、地域の小・中学校等で医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方について研究を実施する。

- ・委託先：小・中学校等の設置者である市町村等
- ・箇所数：10箇所

#### （2）安心・安全な医療的ケアの実施に向けた取組の推進

医療的ケアの実態に関する調査を実施し、安心・安全な医療的ケアの実施体制の整備に向けた課題を整理するとともに取組を推進する。

- ・委託先：法人格を有する団体
- ・箇所数：1箇所

#### （2）ICTを活用した障害のある児童生徒等への支援

##### ◆ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実

127百万円（128百万円）

#### （1）文部科学省著作教科書のデジタルデータを活用した指導の実践研究

文部科学省著作教科書（特別支援学校用）のデジタルデータについて関連するアプリなどデジタル教材を開発・活用しつつ、障害の特性に応じた効果的な指導の在り方について研究を実施する。

- ・委託先：教育委員会、大学、民間団体
- ・箇所数：5箇所

## (2) 企業等と連携した ICT 人材育成のための指導の在り方に関する調査研究

企業等と連携して、将来の職業生活において求められる ICT 活用に係る知識や技能等を習得するために必要な指導方法、教材・コンテンツ等の開発を行い、効果的な指導の在り方について研究を実施する。

- ・委託先：都道府県教育委員会
- ・箇所数：2箇所

## (3) 病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究

病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業について、実施方法や評価方法等に関する調査研究を実施する。

- ・委託先：教育委員会、民間事業者
- ・箇所数：9箇所

## ◆教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト（拡充）

263 百万円（241 百万円）

発達障害や視覚障害等のある児童生徒が十分な教育を受けられる環境を整備するため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効率的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進等について実践的な調査研究等を実施する。

- ・委託先：大学、民間団体等
- ・箇所数：8箇所

## (3) 特別支援教育の支援体制等の充実に資する施策

### ◆切れ目ない支援体制整備、外部専門家配置〔補助率 1 / 3〕

180 百万円（284 百万円）

#### (1) 切れ目ない支援体制整備

特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられるよう体制の整備を行う自治体等のスタートアップを支援する。

- ▶ 個別の教育支援計画等の活用、連携支援コーディネーター配置 など
- ・実施主体：都道府県、市区町村、特別支援学校等を設置する学校法人
- ・負担割合：国 1/3、都道府県・市区町村・学校法人 2/3

#### (2) 外部専門家配置

特別支援教育の充実を図るため、個別の指導計画の作成や実際の指導に当たって、障害の状態等に応じて必要となる、専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門家配置を支援する。（348人）

- ・実施主体：都道府県、市区町村、特別支援学校等を設置する学校法人
- ・負担割合：国 1/3、都道府県・市区町村・学校法人 2/3

### ◆発達障害のある児童生徒等に対する支援事業等（拡充）

69 百万円（52 百万円）

#### (1) 効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業

巡回指導を実施する自治体において、通級による指導の対象となっている児童生徒にとって効果的かつ効率的な通級による指導の実施に向けたパイオニアとなる実施校等の創出及びモデル構築を行う。

- ・委託先：都道府県・市区町村教育委員会
- ・箇所数：8箇所

## (2) 管理職をはじめとする教員の理解啓発・専門性向上のための体制構築事業

各都道府県等に設置されている教育センター等と連携して特別支援教育に関する教員育成指標を作成し、管理職も含めた全ての教員が発達障害を含む特別支援教育を取り組んでいくための体制構築等に関する研究を行う。

- ・委託先：都道府県・指定都市教育委員会
- ・箇所数：5箇所

## (3) 個別の指導計画等を活用した継続した指導実践創出のための調査研究事業

切れ目ない支援のため、個別の指導計画等を活用した進学・進級等における情報の引継ぎに関する優良な取組実践について事例収集を行う。

- ・委託先：民間事業者等
- ・箇所数：1箇所

※その他、国立特別支援教育総合研究所において発達障害に係る教員等の専門性向上に向けた取組を実施する。

### ◆難聴児の早期支援充実のための連携体制構築事業等

20百万円(20百万円)

特別支援学校(聴覚障害)を中核とした、難聴児に対する教育相談等の早期支援の充実に向けた体制構築に係る実践研究を行う。

- ・委託先：都道府県・指定都市教育委員会
- ・箇所数：4箇所

※その他、国立特別支援教育総合研究所において小・中学校に在籍する難聴児への支援の在り方に関する研究を実施する。

上記取組のほか、教科書等の作成や学習指導要領の周知・徹底や、政策的な課題に係る調査研究等を実施。

### 〈関連施策〉

- ・通級による指導担当教員の基礎定数化による教職員定数の改善を着実に実施
- ・特別支援学校の新增築及び既存施設の改築・改修による教室不足解消〔補助率1/2(原則)〕、バリアフリー対策〔補助率1/2(原則)〕への国庫補助

# 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

令和5年度予算額 (案)  
(前年度予算額)

41億円

35億円



文部科学省

障害のある児童生徒等の自立と社会参加の加速化に向け、ICTの活用等を含めた取組の充実を図り、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築する。

## 医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

### ◆ 医療的ケア看護職員の配置

3,318百万円 (2,611百万円) **(拡充)**  
3,000人分 ⇒ 3,740人分 (+740人)

医療的ケア看護職員の配置 (校外学習や登下校時の送迎車両への同乗を含む) を支援

### ◆ 学校における医療的ケア実施体制充実事業 37百万円 (36百万円) **(拡充)**

- ① 小・中学校等における医療的ケア児の受入れ・支援体制の在り方に関する調査研究  
地域の小・中学校等で医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方について調査研究を実施
- ② 安心・安全な医療的ケアの実施に向けた取組の推進  
医療的ケアの実態に関する調査を実施し、安心・安全な医療的ケアの実施体制の整備に向けた課題を整理するとともに取組を推進

## ICTを活用した障害のある児童生徒等への支援

### ◆ ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実

#### ① 文部科学省著作教科書のデジタルデータを活用した指導の実践研究

文部科学省著作教科書 (特別支援学校用) のデジタルデータについて関連するアプリなどデジタル教材を開発・活用しつつ、障害の特性に応じた効果的な指導の在り方について研究を実施

#### ② 企業等と連携したICT人材育成のための指導の在り方に関する調査研究 **(新規)**

企業等と連携して、将来の職業生活において求められるICT活用に係る知識や技能等を習得するために必要な指導方法、教材・コンテンツ等の開発を行い、効果的な指導の在り方について研究を実施

#### ③ 病氣療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究 **(新規)**

病氣療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業について、実施方法や評価方法等に関する調査研究を実施

127百万円 (128百万円)

### ◆ 教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト **(拡充)**

263百万円 (241百万円) **(拡充)**

発達障害や視覚障害等のある児童生徒の教育環境整備のため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効率的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進等の調査研究等を実施

## 特別支援教育の支援体制等の充実に資する施策

### ◆ 発達障害のある児童生徒等に対する支援事業等

69百万円 (52百万円) **(拡充)**

効果的かつ効率的な巡回指導の実施に向けたモデル構築事業等を実施

### ◆ 難聴児の早期支援充実のための連携体制構築事業等

20百万円 (20百万円)

特別支援学校(聴覚障害)を中核とした、難聴児に対する教育相談等の早期支援の充実に向けた体制構築の推進等を実施

### ◆ 切れ目ない支援体制整備、外部専門家の配置

180百万円 (284百万円)

自治体等の体制整備のスタートアップ、外部専門家の配置を支援

等

※その他、特別支援教育就学奨励費、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費交付金等を計上

## 9. 道徳教育の充実

令和5年度予算額（案）	4,177百万円
（前年度予算額）	4,151百万円

### 1. 要 旨

平成27年3月に学習指導要領等を一部改正し、従前の「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」（道徳科）として位置付け、答えが一つではない道徳的な課題を自分自身の問題として捉え向き合う「考え、議論する道徳」へと質的な転換を図っており、平成30年度から小学校、令和元年度から中学校で全面実施している。高等学校では、中学校までの道徳科の学習等を通じて深めた道徳的価値の理解を基にしながら、人間としての在り方生き方に関する教育の充実を図っている。

また、令和3年度道徳教育実施状況調査の結果からは、道徳の「特別の教科」化が目指した量的確保、質的転換の面で一定の成果が見られた一方、更なる授業改善や指導力向上が課題となっていること等を踏まえ、今後の道徳教育のよりよい実施に向けた取組を支援する。

### 2. 内 容

#### ○ 道徳教育の抜本的改善・充実等

##### （1）道徳教育アーカイブの充実

道徳の「特別の教科」化の趣旨を踏まえ、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となる授業動画をはじめ様々な情報を発信する「道徳教育アーカイブ」の充実を図ることで、教師の授業改善を支援する。

##### （2）学校や地域等が抱える課題に応じた取組の支援

道徳の「特別の教科」化以降の各地域での実践的知見の見える化・共有化の促進、道徳科の授業改善に向けた指導や評価方法の研究・成果普及、道徳教育推進教師を中心とした実働する機能的な指導体制構築に向けた取組、家庭や地域社会との連携を図った道徳教育や地域教材の活用等を通じた地域の特色を生かした道徳教育の実践・成果普及等の取組を支援する。

##### （3）道徳科の教科書の無償給与

小学校及び中学校の道徳科の教科書を無償給与する。

#### 【連携重点施策】

- ・ いじめ対策・不登校支援等総合推進事業
- ・ 健全育成のための体験活動推進事業
- ・ 情報モラル教育推進事業
- ・ 道徳教育推進研修（独立行政法人教職員支援機構において実施）
- ・ 教員研修高度化推進支援事業 ※令和4年度第2次補正予算

# 道徳教育の充実

令和5年度予算額（案）  
（前年度予算額）

42億円  
42億円



文部科学省

## 背景・課題

- ▶ 平成27年3月に学習指導要領等を一部改正し、従前の「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」（道徳科）として位置付け、平成30年度から小学校、令和元年度から中学校で全面実施。答えが一つではない道徳的な課題を自分自身の問題として捉え向き合う「**考え、議論する道徳**」へと質的な転換を図っている。
- ▶ 令和3年度道徳教育実施状況調査（「特別の教科」化以降初めて実施）の結果、教科化を受けた変化に係る肯定的回答が「教師の意識が高まった」97%、「授業時数を十分確保して指導」92.5%、「話し合いや議論が活発になった」86.9%など、「**特別の教科**」化が**目指した量的確保、質的転換の面で一定の成果**。
- ▶ 一方で、道徳教育の更なる充実に向けた課題として6割以上（都道府県・政令市では76%）の教育委員会が「**教師の指導力**」を挙げるなど、**指導力の維持・向上や研修機会等の充実が喫緊の課題**。道徳科のよりよい実施に向けて、**各種研修等の充実に加え、教科化以降の実践的知見の見える化・共有化を図る必要**。
- ▶ コロナ禍において、優れた授業を参観する機会の不足、実践事例の共有が課題といった声や、「道徳教育アークライブ」への需要の高まり（※コロナ禍前と比較して、動画再生数が1.4倍増、アークライブへのアクセス数が1.8倍増と大幅に増加）を踏まえ、**コンテンツの拡充が急務**。 ※H29～R1年度（コロナ禍前）とR2～R3年度（コロナ禍）との平均を比較

## 1.道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援

### ①道徳教育アークライブの充実

道徳の「特別の教科」化の趣旨を踏まえ、「**考え、議論する道徳**」の授業づくりの参考となる**授業動画**をはじめ様々な情報を発信する「**道徳教育アークライブ**」の**充実を図ることで、教師の授業改善を支援**する。

また、(独)教職員支援機構(NITS)や各教育委員会等との相互の連携により活用促進、認知度向上を図る。



委託先  
・民間団体 ①  
・自治体、学校設置者 ②

## 2.道徳科の教科書の無償給与（小・中学校分）

小学校及び中学校の道徳科の教科書の無償給与を実施。

## 2.7億円（2.6億円）

### ②学校や地域等が抱える課題に応じた取組の支援

- ・「特別の教科」化以降の**各地域での実践的知見の見える化・共有化（地域アークライブセンター）**
- ・道徳科の授業改善に向けた指導や評価方法の研究・成果普及
- ・道徳教育推進教師を中心とした実働する機能的な指導体制構築に向けた取組
- ・家庭や地域社会との連携を図った道徳教育の実践・成果普及
- ・地域教材の活用等を通じた地域の特色を生かした道徳教育の実践・成果普及 等

箇所数

・1箇所 19百万円 ①  
・67箇所 4百万円/箇所 ②

単価

## 39億円（39億円）

## 連携重点施策

### ◆いじめ防止の取組

- ・いじめ対策・不登校支援等総合推進事業  
いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備などの取組を推進。

### ◆児童生徒の豊かな人間性・社会性を育む取組

- ・健全育成のための体験活動推進事業  
子供たちの豊かな成長に欠かせない、自然体験、農山漁村体験、文化芸術体験など様々な体験活動の取組を支援。
- ・情報モラル教育推進事業  
児童生徒が、自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持つことができるよう、1人1台端末環境下における情報モラル教育を推進。

### ◆教師の専門性向上の取組

- ・道徳教育推進研修  
(独)教職員支援機構において、教職員や指導主事等を対象に実施。
- ・教員研修高度化推進支援事業  
(※R4第2次補正予算)  
道徳教育推進教師など、その職務を行うために必要な研修パッケージの開発等を実施。



# 全国の優れた実践事例・参考資料を集めた教師のためのWebサイト

## 道徳教育アーカイブ

文部科学省では、「特別の教科 道徳」の趣旨の実現を

図るため、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となる

映像資料等を提供し、学校の取組を全力で支援します。



### 道徳教育アーカイブ

～「特別の教科 道徳」の全面実施～

<https://doutoku.mext.go.jp>

道徳教育アーカイブ



#### ● 授業映像



実際の授業の映像と授業者へのインタビューを通して、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となる工夫のポイントを紹介。研修等においても活用しやすいように1事例20分程度の動画として編集している。「自分ならばこういう工夫をする」「この発問は効果的である」といったことを話し合ったり、検討したりするなど、様々な方法で活用いただくことを想定。

#### ● 工夫事例(指導演)

各都道府県等で行われている道徳の授業の実践例(指導演)のうち、「考え、議論する道徳」の授業づくりの参考となると考えられる事例を紹介。

#### ● いじめ防止を扱う実践事例

道徳の授業における実践例に加え、特別活動(生徒会活動)で取り組む事例を含め、各都道府県で実際に行われている、いじめの防止に関わる具体的な問題場面を取り扱った事例を紹介。

#### ● 道徳教育を知るための資料

道徳教育を知るための基礎資料として、道徳の「特別の教科」化の経緯に関する資料、学習指導要領解説や研修用資料、道徳教育実施状況調査の結果及び結果のポイントについての教科調査官による解説動画などを掲載。

#### ● 授業で使える郷土教材



教科書とあわせて、授業で活用できる郷土の伝統や文化、偉人などに関するものなど、各都道府県等で作成した地域の特色ある教材を紹介。

#### ● 教育委員会作成指導資料



各都道府県等の教育委員会が、教師向けに独自で作成した道徳教育のポイント等をまとめた指導資料や実践資料集等を掲載。

#### ● 文部科学省作成資料



「私たちの道徳」や「心のノート」等、これまで文部科学省において作成してきた教材をまとめて掲載。

## 10. 子供の体験活動の推進

令和5年度予算額(案)	108百万円
(前年度予算額)	109百万円)

### 1. 要 旨

子供たちの豊かな成長に欠かせない、自然体験、農山漁村体験、文化芸術体験など様々な体験活動を通じ、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むとともに、自己有用感を高め、自らの役割を意識させるなど一人一人のキャリア発達を促す。

### 2. 内 容

#### (1) 健全育成のための体験活動推進事業 99百万円(99百万円)

(学校を核とした地域力強化プランの一部)

【総合教育政策局に計上】〔補助率1/3〕

宿泊体験事業

- ・小学校、中学校、高等学校等における取組(322校)
- ・学校教育における農山漁村体験活動の導入のための取組(134地域)
- ・教育支援センター(適応指導教室)等における体験活動の取組(134地域)

#### (2) 小・中・高等学校等における起業体験推進事業【後掲】

9百万円(9百万円)

(将来の在り方・生き方を主体的に考えられる若者を育むキャリア教育推進事業の一部)

小・中・高等学校等において、児童生徒のチャレンジ精神や、他者と協働しながら新しい価値を創造する力など、これからの時代に求められる起業家精神及び起業家的資質・能力の育成を目指した起業体験活動を行うモデルを構築し、全国への普及を図る。

#### 《関連施策》

##### ○補習等のための指導員等派遣事業

- ・公立学校における体験活動の実施をサポートする人材の配置について支援〔補助率1/3〕



# 健全育成のための体験活動推進事業

令和5年度予算額（案）  
（前年度予算額）

1.0億円  
1.0億円



○子どもたちの豊かな成長に欠かせない、自然体験、農山漁村体験、文化芸術体験などの様々な体験活動を、新型コロナウイルス感染症対策により失われた体験活動の機会の確保含め、引き続き着実に支援。

## 学校等における宿泊体験活動の取組に対する着実な支援

### （1）宿泊体験事業

#### ①小学校、中学校、高等学校等における取組〔322校〕

- ・学校教育活動における2泊3日以上宿泊体験活動の取組に対する事業費の補助

#### ②学校教育における農山漁村体験活動の導入のための取組〔134地域〕

- ・教育委員会が主催する夏休み期間中等に希望者を募って行う取組に対する事業費の補助
- ・農山漁村体験活動をこれまで実施していない高等学校等の取組に対する事業費の補助

#### ③教育支援センター（適応指導教室）等における体験活動の取組〔134地域〕

- ・教育委員会が主催する教育支援センター（適応指導教室）等における取組に対する事業費の補助

### （2）体験活動推進協議会〔322地域〕（各都道府県・市区町村）

- ・各都道府県・市区町村において、様々な体験活動を推進していく上での課題や成果について協議を行ったり、好事例の収集、各学校への情報提供や取組の普及を図るために開催する協議会への補助

## 経済財政運営と改革の基本方針2022

（R4.6.7閣議決定）  
『豊かな感性や創造性を育む文化芸術、スポーツ、自然等の体験活動（略）を推進する。』

## 成長戦略フォローアップ

（R4.6.7閣議決定）  
『非認知能力の向上のため、2022年度を「体験活動推進元年」として普及・啓発や青少年のリアルな体験活動を支援する。』

## まち・ひと・しごと創生基本方針2021

（R3.6.18閣議決定）  
『子どもの生きる力を育むとともに、将来の地方へのUIターンを形成するため、農山漁村体験に参加する学校等（送り側）や体験の実施地域である農山漁村（受入側）を支援する』

対象校種	小・中・高等学校等	実施主体	都道府県・市区町村
補助対象経費	諸謝金、旅費等	補助割合	国 1 / 3

# 1 1. キャリア教育・職業教育の充実

令和5年度予算額（案）	270百万円
（前年度予算額）	324百万円

## 1. 要 旨

小学校からの起業体験や中学校の職場体験活動、高校におけるインターンシップ等のキャリア教育を推進するとともに、専門高校においては、最先端の職業人材育成のさらなる推進を図る。

## 2. 内 容

### （1）将来の在り方・生き方を主体的に考えられる若者を育むキャリア教育推進事業 18百万円(20百万円)

#### ① キャリア教育の普及・啓発

キャリア教育推進連携シンポジウムの開催等

#### ② 小・中・高等学校等における起業体験推進事業

小・中・高等学校等において、児童生徒のチャレンジ精神や、他者と協働しながら新しい価値を創造する力など、これからの時代に求められる起業家精神及び起業家的資質・能力の育成を目指した起業体験活動を行うモデルを構築し、全国への普及を図る。

#### ③ 地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業

（学校を核とした地域力強化プランの一部）

【総合教育政策局に計上】〔補助率1／3〕

「キャリアプランニングスーパーバイザー」を都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育の推進等を通じ、地元就職し地域を担う人材を育成する。

### （2）マイスター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業）

253百万円（250百万円）

デジタルトランスフォーメーション（DX）、六次産業化等、産業構造・仕事内容は急速かつ絶えず革新しており、さらに新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、こうした革新の流れは一層急激になっていくことが予見される。このため、成長産業化を図る産業界と専門高校が一体となり、地域産業の持続的な成長を牽引する最先端の職業人材育成をさらに推進し、専門高校の職業人材育成の抜本的改革を図る。

# 将来の在り方・生き方を主体的に考えられる若者を育む キャリア教育推進事業

令和5年度予算額（案）  
（前年度予算額）

18百万円  
20百万円



## 背景・課題

児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる資質・能力を育成するため、学校が地域や産業界等と連携した小学校の職場見学、中学校の職場体験活動及び高等学校の就業体験活動（インターンシップ）を促進するとともに、児童生徒が主体的に進路を選択することができるよう、「キャリア・パスポート」等の教材を活用しつつ、体系的なキャリア教育を推進する。

## 事業内容

### 1. キャリア教育の普及・啓発

1百万円(3百万円)

#### ◆キャリア教育推進連携シンポジウムの開催、連携表彰等の実施

キャリア教育の意義の普及・啓発と推進に資するため、学校・地域・社会及び産業界等の関係者が一堂に会したシンポジウムを、文科省・経産省・厚労省の共催で開催するとともに、キャリア教育の充実・発展に向け優れた取組を実施している団体等を表彰する。

### 2. キャリア教育推進体制の構築

16百万円(17百万円)

#### ◆小・中・高等学校等における起業体験推進事業

9百万円(9百万円)

小・中・高等学校等において、児童生徒のチャレンジ精神や、他者と協働しながら新しい価値を創造する力など、これからの時代に求められる起業家精神及び起業家的資質・能力の育成を旨とした起業体験活動を行うモデルを構築し、全国への普及を図る。

対象校種	小学校、中学校、高等学校等	委託先	都道府県教育委員会等 6 地域	委託対象経費	講師謝金、旅費、印刷費等
------	---------------	-----	--------------------	--------	--------------

#### ◆地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業

8百万円(8百万円)

【学校を核とした地域力強化プランの一部（地方創生関連施策）】

「キャリアプランニングスーパージョー」を都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育の推進等を通じ、地元で就職し地域を担う人材を育成する。

対象校種	小学校、中学校、高等学校等	実施主体	都道府県 市区町村	補助割合	補助率（国：1/3 県市：2/3）	補助対象経費	諸謝金、旅費等
------	---------------	------	--------------	------	-------------------	--------	---------

# マイスター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業）

令和5年度予算額（案）

3億円

（前年度予算額）

3億円



文部科学省

## 背景・課題

- 第4次産業革命の進展、デジタルトランスフォーメーション（DX）、六次産業化等、産業構造・仕事の内容は急速かつ絶えず革新。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中、DX、IoTの進展の加速度がさらに高まり、革新の流れは一層急激に。
- こうした中、地域産業の人材育成の核となる専門高校の社会的要請として、産業構造・仕事の内容の絶え間ない変化に即応した職業人材育成が求められる。

## ● デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月7日閣議決定）より抜粋

（中略）専門高校（農業高校、工業高校、商業高校等）において、地方公共団体や産業界等と連携・協働した実践的な職業教育を推進することで、地域経済の活性化を担う人材養成に果たす役割を強化する。

## 事業内容

### ● 研究開発校（マイスター・ハイスクール）指定

- 「マイスター・ハイスクール」を指定し、産業界他関係者一体となったカリキュラム刷新・実践（コース、学科改編等）
- マイスター・ハイスクールCEOを企業等から採用し学校の管理職としてマネジメント
- 企業等の技術者・研究者等を教員として採用
- 企業等での授業・実習を多数実施、企業等の施設・設備の共同利用
- 専攻科設置や高専化、大学連携等の一貫教育課程導入等の抜本的な改革等

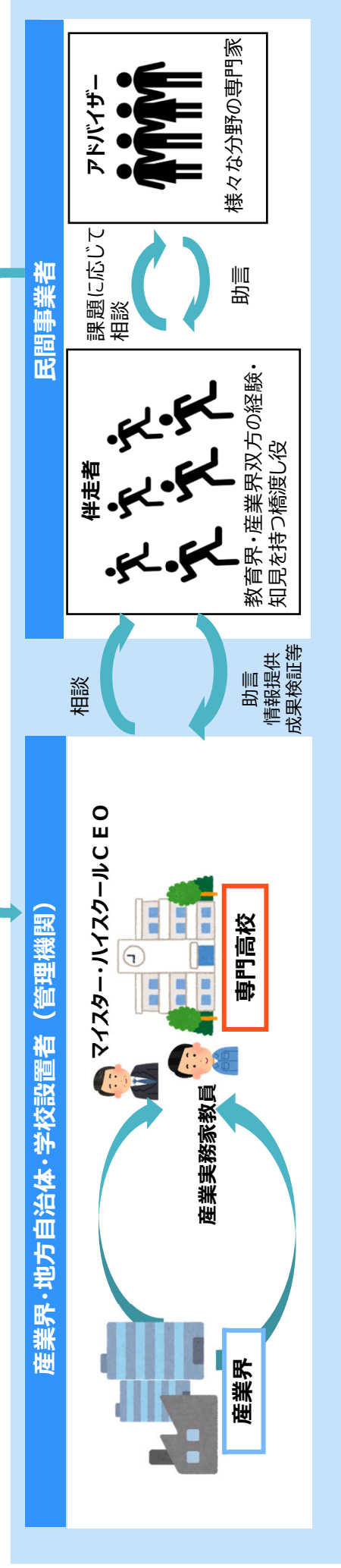
【件数：17箇所（継続15箇所含む）】 【委託先：学校設置者、地方公共団体、民間事業者等】

### ● マイスター・ハイスクールにおけるPDCAサイクル構築

- 「マイスター・ハイスクール」におけるカリキュラム開発等の取組について、第三者機関が指導助言や成果の検証、PDCAサイクル構築、事業指定終了後の自走に向けた支援を行う

【件数：1箇所】 【委託先：民間事業者】

### 事業指定終了後の自走に向けた支援



### ● 専門学科デジタルコンテンツの充実

### ● 専門高校の取組発信による魅力向上

産業界等と一体となった専門高校改革を推進するとともに、地域産業の持続的な成長を牽引する最先端の職業人材を育成

## 12. 学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進等

令和5年度予算額（案）	2,887百万円
（前年度予算額）	2,741百万円
〔参考：復興特別会計 804百万円〕	

### 1. 要 旨

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることは、一人一人の豊かな人生の実現に加え、今後の我が国の成長・発展にもつながるものである。

「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、総合的な子供の貧困対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を実施する。

### 2. 内 容

#### （1）教育相談の充実

##### ○スクールソーシャルワーカーの配置充実【再掲】

2,313百万円（2,132百万円）

〔補助率1／3〕〔補助事業者：都道府県、政令指定都市、中核市〕

- ・スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置（10,000中学校区）
- ・いじめ・不登校対策のための重点配置（3,000校）
- ・貧困対策のための重点配置（3,500校）（ヤングケアラー支援含む）
- ・虐待対策のための重点配置（2,500校）
- ・教育支援センターの機能強化（250箇所）
- ・スーパーバイザーの配置（90人）
- ・オンライン活用拠点（67箇所）（新規） 等

#### （2）要保護児童生徒援助費補助

545百万円（557百万円）

〔補助率1／2〕〔補助事業者：都道府県・市町村〕

要保護児童生徒の保護者に対して市町村が行う学用品費、修学旅行費、学校給食等の就学援助への国庫補助を実施。制服代等の「新入学児童生徒学用品費等」の予算単価の引き上げにより、国庫補助の拡充を図るとともに、就学援助の着実な取組を支援する。

※上記に関連して、地方公共団体の標準準拠システム移行支援事業（就学）に係る経費を計上。  
28百万円（52百万円）

〔委託費〕〔委託事業者：民間企業等〕

地方公共団体の就学事務（就学援助・学齢簿編製）について、各自治体が令和7年度までに標準準拠システムへ円滑な移行が行えるよう、技術的な相談等への対応を行う。

**※このほか、被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害対応分）を実施。**

49 百万円（57 百万円）

〔補助率 2 / 3〕〔補助事業者：都道府県〕

大規模災害で被災し、経済的に就学が困難な児童生徒等の就学機会を確保するため、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免を実施する。

《関連施策》

- ・教職員定数の改善（貧困等に起因する学力課題の解消等）
- ・高等学校等就学支援金交付金等
- ・高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）
- ・特別支援教育就学奨励費負担等

（参考：復興特別会計）

◇被災児童生徒就学支援等事業

804 百万円（939 百万円）

〔補助事業者：都道府県〕

東日本大震災で被災し、経済的に就学が困難な児童生徒等の就学機会を確保するため、小中学生に対する学用品費等の援助、高校生に対する奨学金、特別支援学校等に在籍する児童生徒等への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免を実施する。

# スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

令和5年度予算額 (案)  
82億円

(前年度予算額)  
77億円

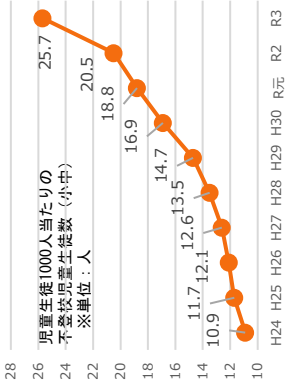


文部科学省

◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から8年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数とも増加しており、**様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援に向けた相談体制の充実が必要。**

◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、**学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。**

◆ さらに、「**経済財政運営と改革の基本方針2022**」等を踏まえ、**重大ないじめ、自殺や不登校、ヤングケアラーの早期対応等**に向けた相談体制の充実も課題。



## スクールカウンセラー等活用事業

令和5年度予算額(案)：5,889百万円(前年度予算額：5,581百万円)

- ✓ 補助割合：国1/3、都道府県・政令指定都市2/3
- ✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市
- ✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等



✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者

⇒児童の心理に関する支援に従事(学教法施行規則)

✓ 公認心理師、臨床心理士等

✓ 全公立小中学校に対する配置(27,500校)

✓ 配置時間：週1回概ね4時間程度

基礎配置に加え、配置時間を週1回4時間加算  
⇒重点配置の活用により、**週1回8時間(終日)以上の配置も可能**

➢ **いじめ・不登校対策**のための重点配置：2,900校(←2,000校)

※不登校特例校や夜間中学への配置を含む

➢ **教育支援センター**の機能強化

：250箇所

➢ **虐待対策**のための重点配置

：2,000校(←1,500校)

➢ **貧困対策**のための重点配置

：2,300校(←1,900校)

➢ **スーパーバイザー**の配置

：90人

上記のほか、**自殺予防教育実施の支援**を含む

## スクールソーシャルワーカー活用事業

令和5年度予算額(案)：2,313百万円(前年度予算額：2,132百万円)

- ✓ 補助割合：国1/3、都道府県・政令指定都市・中核市2/3
- ✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市・中核市
- ✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等



✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者

⇒児童の福祉に関する支援に従事(学教法施行規則)

✓ 社会福祉士、精神保健福祉士等

✓ 全中学校区に対する配置(10,000中学校区)

✓ 配置時間：週1回3時間

基礎配置に加え、配置時間を週1回3時間加算  
⇒重点配置の活用により、**週2回や週3回の配置も可能**

➢ **いじめ・不登校対策**のための重点配置：3,000校(←2,000校)

※不登校特例校・夜間中学への配置を含む

➢ **教育支援センター**の機能強化

：250箇所

➢ **虐待対策**のための重点配置

：2,500校(←2,000校)

➢ **貧困対策**のための重点配置

：3,500校(←2,900校)

※**ヤングケアラー支援のための配置を含む**

➢ **スーパーバイザー**の配置

：90人

オンライン活用拠点

➢ **オンラインカウンセリング**活用のための配置：67箇所(新規)

➢ **オンラインを活用した支援**のための配置：67箇所(新規)

# 要保護児童生徒援助費補助金

令和5年度予算額(案) 545百万円  
(前年度予算額) 557百万円



文部科学省

## 背景説明

○学校教育法において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、**市町村は、必要な援助を与えなければならない。**」とされており、また、就学援助法等において、**国は市町村に対して必要な援助を行うこと**とされている。



## 目的・目標

○経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して必要な支援を行い、**義務教育の円滑な実施に資する。**



## 事業内容

### 【要保護者への就学援助】(令和3年度 約9万人)

市町村の行う就学援助のうち、生活保護法に規定する「要保護者」への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資するよう、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」(就学援助法)「学校保健安全法」「学校給食法」等に基づいて必要な援助を実施。

◆補助対象費目：学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費、医療費、学校給食費

◆令和5年度予算額(案)

・「新入学児童生徒学用品費等」の単価引き上げ

中学校：60,000円 → 63,000円 (+3,000円)



【参考：準要保護者への就学援助】(令和3年度 約121万人)

要保護者に準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認める「準要保護者」への就学援助事業については、三位一体改革により、平成17年度から国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で事業を行っている。

対象校種

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程のみ)

実施主体

市町村等

補助割合

国 1/2、市町村等 1/2

対象者

生活保護法に規定する「要保護者」

補助対象経費

市町村等が行う学用品費、修学旅行費、学校給食費等の補助事業



# 地方公共団体標準準拠システム移行支援事業（就学）

令和5年度予算額(案) 28百万円  
(前年度予算額) 52百万円



文部科学省

※令和4年度「地方自治体業務プロセス・情報システム標準準拠システム移行支援事業」から名称変更

## 関係する閣議決定など

### ■「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）

地方公共団体における情報システム等の共同利用、手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等を推進するため、地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化に取り組む。

### ■「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）

デジタル3原則に基づき、行政サービスの利用者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に立ち返った業務改革（BPR）の徹底を前提に進める。～デジタル庁は、地方公共団体職員とデジタル庁民間人材等とで構成するワーキンググループを開催し、標準仕様書をベースとしたデジタル3原則に基づく業務改革（BPR）の提案を具体的にを行うこととし、当該提案を踏まえて、制度所管府省庁において、標準仕様書について、デジタル庁・総務省においては、データ要件・連携要件についてそれぞれ必要な対応を検討する。

④ 教育 就学に係る学齢簿作成、就学援助認定等のシステムは、令和4年（2022年）夏を目途に標準仕様書（第1.0版）を改定する。

### ■地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）

第九条 国は、地方公共団体情報システムが標準化基準に適合しているかどうかの確認を地方公共団体が円滑に実施できるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、地方公共団体における地方公共団体情報システムの標準化の状況を把握するための調査を行うとともに、地方公共団体に対し、地方公共団体情報システムの標準化のために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

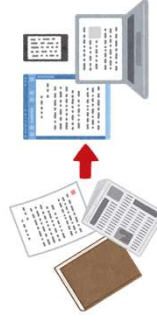
## 就学事務の概要

### 学齢簿編製

学齢簿は、学校教育法第16条、第17条に基づき、学齢児童生徒（満6歳～15歳）の就学義務の履行状況を把握し、義務教育の完全実施を確保するための基本的な帳簿である。市町村教育委員会は住民基本台帳に基づき、その作成・管理や就学校の指定などの事務（就学事務）を行っている。

### 就学援助

学校教育法第19条に基づき、各市町村が、経済的理由により小・中学校への就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、学用品費や通学費、修学旅行費、学校給食費などの援助を行う制度。



## 事業概要

令和3年度に就学に係る学齢簿編製、就学援助認定のシステム標準仕様書【1.0版】を作成し、令和4年度はデジタル庁が業務横断的に策定する「データ要件・連携要件」や標準仕様書間の横並び調整方針等を踏まえ、標準仕様書の改定を行った。【2.0版】

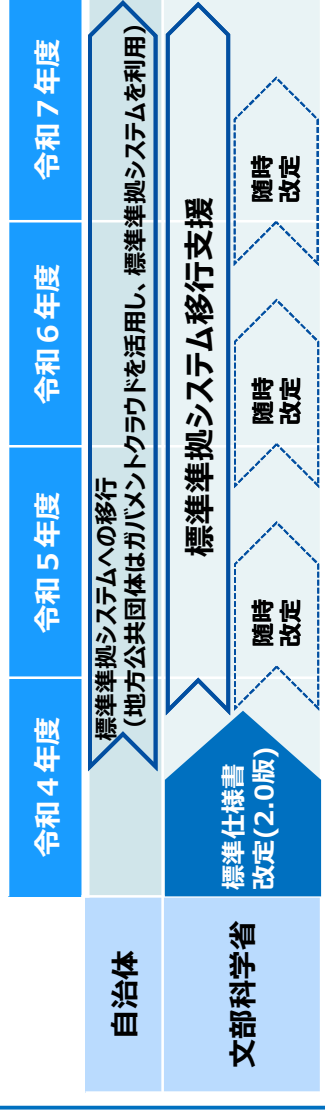
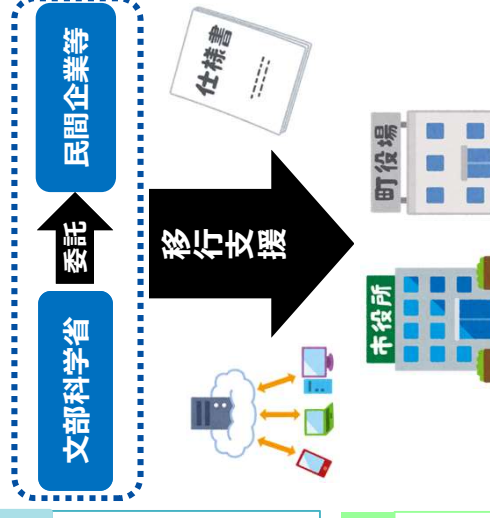
各自治体が令和7年度までに標準準拠システムへ円滑な移行が行えるよう、国は標準化法第9条等に基づき、自治体からの技術的な相談等に対し、遺漏なく対応する必要がある。また、令和5年度以降、自治体からBPR（業務改革）の観点で標準仕様書の改善提案がなされた場合には、制度所管府省として、標準仕様書に反映すべきか検討する必要がある。

### 自治体の標準準拠システム移行支援

- 標準準拠システム導入（移行）にかかる技術的な助言
- ベンダーが開発したシステムと標準仕様書との適合確認
- 標準仕様書等に関する問い合わせ対応
- 先行導入した自治体の情報提供
- 自治体からの技術的な相談等を踏まえた調査研究など

### 標準仕様書の随時改定

- 他の基幹業務含め、制度改正があった場合やBPR対応等による標準仕様書の改定対応



委託先

民間企業等

箇所数・期間

1 機関、1 年

委託対象経費

標準準拠システム移行支援に必要な経費（謝金、人件費、消耗品費等）

# 被災児童生徒就学支援等事業（大規模災害）

令和5年度予算額(案) 49百万円  
(前年度予算額) 57百万円



## 背景説明

- 大規模災害により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図ることが喫緊の課題。
- 本事業は、平成28年熊本地震を発端として同年度から実施。



## 目的・目標

- 被災により就学困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が就学支援等を実施することで、教育機会を確保する。



## 事業内容

- 大規模災害により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の一部(2/3)を国庫で支援する。

### 就学援助事業【小・中学校】

- (対象者) 被災により就学困難となった児童生徒
  - (対象事業) 市町村等において行う就学援助事業
  - (対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費 等
- ※通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



### 私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

- (対象者) 被災により就学等が困難となった児童生徒
- (対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

### 奨学金事業【高等学校】

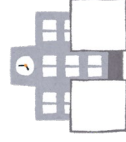
- (対象者) 被災により就学困難となった生徒
- (対象事業) 都道府県において行う奨学金事業

### 専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

- (対象者) 被災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
- (対象事業) 専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上  
都道府県等において行う授業料等減免事業

### 特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

- (対象者) 被災により就学困難となった幼児児童生徒  
(被災により支弁区分が変更となった者も含む)
- (対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業
- (対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費 等



# 被災児童生徒就学支援等事業（東日本大震災）

令和5年度予算額(案) 804百万円  
(前年度予算額 939百万円)

【東日本大震災復興特別会計】



文部科学省

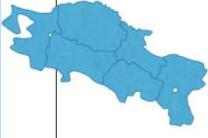
## 背景説明

○東日本大震災により被災し、経済的理由から就学困難となった児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、家庭の教育負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



## 目的・目標

○被災により就学困難となった児童生徒等に対して都道府県等が就学支援等を実施することで、教育機会を確保する。



## 事業内容

○東日本大震災により被災し、経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等に対して、都道府県等が以下の就学支援等を実施する場合、被災による支援対象者数の増加に伴う負担を考慮し、交付金として経費の**全額（10/10）を国庫で支援**（一部を除く。）する。

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和3年3月9日閣議決定）

- (1) 地震・津波被災地域 … 就学支援について、過去の大規模災害における取組事例等を踏まえ、支援の必要な子どもたちの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。
- (2) 原子力災害被災地域 … 就学支援について、支援の必要な子どもたちの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。

## ＜地震・津波被災地域、原子力災害被災地域＞

### 就学援助事業【小・中学校】

(対象者) 震災により就学困難となった児童生徒  
(対象事業) 市町村等において行う就学援助事業

(対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費等  
※ 通学費には、スクールの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



## ＜原子力災害被災地域のみ＞

### 奨学金事業【高等学校】

(対象者) 原子力災害により就学困難となった生徒  
(対象事業) 都道府県において行う奨学金事業  
(返還免除) 原則として、死亡・障害により返還が困難なとき

### 特別支援教育就学奨励事業【特別支援学校等】

(対象者) 原子力災害により就学困難となった幼児児童生徒  
(原子力災害により支弁区分が変更となった者も含む)  
(対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業  
(対象費目) 学用品費、通学費、修学旅行費、学校給食費等



### 私立学校授業料等減免事業【私立高等学校等】

(対象者) 原子力災害により就学等が困難となった幼児児童生徒  
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

### 専修学校・各種学校授業料等減免事業【専修学校・各種学校】

(対象者) 原子力災害により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒  
・専修学校高等課程、専門課程；修業年限1年以上  
・専修学校一般課程、各種学校；原則修業年限2年以上  
(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業  
※ 専修学校専門課程及び一般課程並びに各種学校については学校が実施した減免額の2/3が上限

## 1 3. 高校生等への修学支援

令和5年度予算額(案)	430,483百万円
(前年度予算額)	432,334百万円)

### 1. 要 旨

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給するとともに、低所得世帯に対しては、授業料以外の教育費に充てるために高校生等奨学給付金を支給すること等により、家庭の教育費負担の軽減を図る。

### 2. 内 容

(1) 高等学校等就学支援金交付金等 412,856百万円(414,154百万円)

① 高等学校等就学支援金交付金 410,371百万円(411,384百万円)

○ 高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に、年額118,800円を支給(設置者が代理受領)。

○ 私立高校等に通う年収590万円未満の世帯の生徒等については、支給上限額を年額396,000円まで加算。

○ 令和5年度より家計急変世帯への支援の仕組みを創設。  
※やむを得ない理由により収入が著しく減少した場合に支援。

(対象学校種)

国公立の高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1～3年生)、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程(中学校卒業者を入所資格とするもの)を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校

② 高等学校等就学支援金事務費交付金 2,478百万円( 2,762百万円)

○ 高等学校等就学支援金に関する事務の円滑な実施に資することを目的として、都道府県に交付。

③ 公立高等学校授業料不徴収交付金(旧制度) 7百万円( 8百万円)

(2) 高校生等奨学給付金（奨学のための給付金） 14,761百万円（15,111百万円）

- 生活保護世帯、非課税世帯（家計急変により非課税相当となった世帯も含む）の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。

※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費、通信費など

- 都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に対して、国がその経費を一部補助する。（国庫補助率1／3）

（対象学校種）

高等学校等就学支援金の対象学校種（特別支援学校を除く）及び高校等の専攻科

【給付額】

非課税世帯について、全日制等（第1子）の給付額を増額することにより、低所得世帯の更なる教育費負担の軽減を図る。

世帯区分	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	32,300円	52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	114,100円 ↓（+3,000円） 117,100円	134,600円 ↓（+3,000円） 137,600円
非課税世帯 全日制等（第2子以降）	143,700円	152,000円
非課税世帯 通信制・専攻科	50,500円	52,100円

(3) 高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等奨学給付金を除く。）

715百万円（ 771百万円）

- ① 高校等で学び直す者に対する修学支援
- ② 海外の日本人高校生への修学支援
- ③ 高校等専攻科の生徒への修学支援
- ④ 前年度限りの経費（公立高校等の家計急変世帯への修学支援）

(4) へき地児童生徒援助費等補助金

2,150 百万円(2,297 百万円)

- へき地等の小・中・高校生の通学条件を緩和するため、地方公共団体が実施する通学費・居住費等の修学支援について補助を行う。

# 高等学校等就学支援金等

令和5年度予算額 (案) 4,129億円  
(前年度予算額 4,142億円)

<内訳> 高等学校等就学支援金交付金 4,104 億円  
公立高等学校授業料不徴収交付金 0.1 億円  
高等学校等就学支援金事務費交付金 25 億円



## 背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



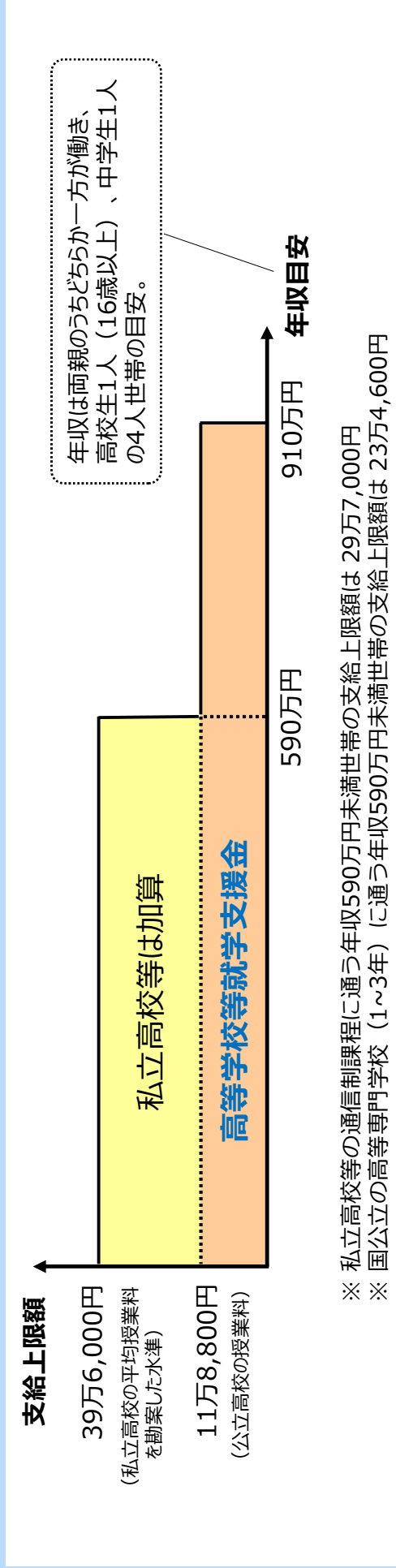
## 目的・目標

○高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

## 事業内容

- ◆ 高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に、高等学校等就学支援金を支給 (設置者が代理受領)
- ◆ 令和5年度予算案：家計急変世帯への支援の仕組みを創設

※やむを得ない理由により収入が著しく減少した場合に支援



## 対象校種

高等学校、中等教育学校 (後期課程)、特別支援学校 (高等部)、高等専門学校 (1~3年)、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程 (中学校卒業者を入所資格とするもの) を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校

## 実施主体

公・私立高校等：都道府県  
国立高校等：国

## 支援割合

国 10/10

# 高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

令和5年度予算額（案） 148億円  
（前年度予算額） 151億円



文部科学省

## 背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

## 目的・目標

○高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために、高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。



## 事業内容

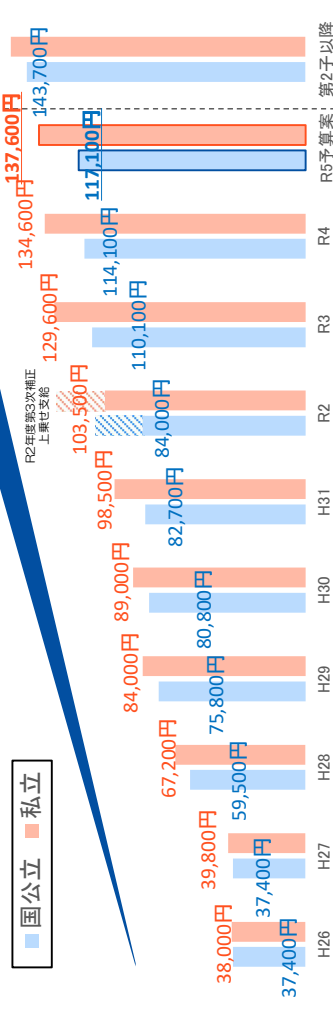
- ◆ 生活保護世帯・非課税世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。  
※ 家計急変世帯（新型コロナウイルス感染症の影響を含む）については、急変後の所得の見込により判定
- ※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費、通信費など
- ◆ **令和5年度予算案：非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額**

【令和5年度予算案 給付額】

世帯区分	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	32,300円	52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	114,100円 →117,100円（+3,000円）	134,600円 →137,600円（+3,000円）
非課税世帯 全日制等（第2子以降*）	143,700円	152,000円
非課税世帯 通信制・専攻科	50,500円	52,100円

\*15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

【「第1子」の給付額の推移】



対象  
校種

高等学校（専攻科含む）、中等教育学校（後期課程）  
高等専門学校（1～3年）、専修学校（高等課程）等

実施  
主体

都道府県

補助対象  
経費

都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に  
要する経費

補助  
割合

国 1 / 3  
都道府県 2 / 3



# へき地児童生徒援助費等補助金

## 1. 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在するへき地学校等の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じる。

## 2. 補助内容

### (1) スクールバス等購入費 619百万円（619百万円）

へき地学校、過疎地域等に係る小・中学校等の児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県及び市町村がスクールバス・ボート等を購入する事業に対する補助

### (2) 遠距離通学費

1,088百万円（1,236百万円）

① 学校統廃合に伴う小中学校等への遠距離通学に要する児童生徒の交通費を負担する市町村の事業に対する補助  
（補助期間：5年間）

② 激甚災害による校舎の破損等により、通学が困難となった小中学校等への児童生徒の通学に要する交通費を負担する都道府県及び市町村の事業に対する補助（補助期間：5年間）

### (3) 離島高校生修学支援事業

238百万円（238百万円）

高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費を支援する都道府県及び市町村に対する補助

### (4) その他

204百万円（204百万円）

寄宿舎居住費、高度へき地修学旅行費（3～5級地）、学校間移動費、保健管理費

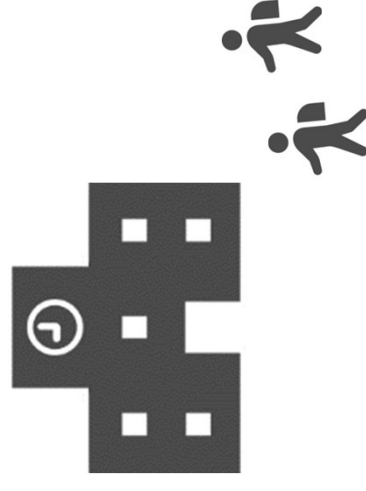
## 3. 実施主体

都道府県、市町村

## 4. 補助率

1/2

（高度へき地修学旅行費で過去3カ年の財政力指数0.4未満の市町村は2/3、保健管理費の心電図検診の実施に必要な経費については1/3）



## 14. 義務教育教科書の無償給与

令和5年度予算額（案）	46,356百万円
（前年度予算額）	46,038百万円

### 1. 要 旨

義務教育教科書購入費については、憲法第26条に掲げる義務教育無償の精神を広く実現するものとして、国公私を問わず、義務教育諸学校の児童・生徒が使用する教科書を国が発行者から直接購入し、無償で給与するための経費。

### 2. 内 容

令和5年度義務教育教科書購入費は、教科書の定価は公共料金であることから公共料金として適正な価格にするため、前年の定価をベースに物価指数や製造コスト等の変動要素を適切に反映し、総額で約464億円を計上。

#### (1) 予算額等の推移

区 分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度(案)
予算額	448億円	460億円	463億円	460億円	464億円
定価改定率	+0.3%	+3.2%(小) ±0.0%(中)※	±0.0%(小) +3.3%(中)	±0.0%	+1.4%

※令和元年10月の消費税率引上げ(8%→10%)に伴い、別途1.48%を計上。

#### (2) 令和5年度児童生徒1人当たりの平均教科書費(予算案ベース)

- ・小学校用教科書 4,140円（教科書一冊あたり409円）
- ・中学校用教科書 5,727円（教科書一冊あたり555円）

# 義務教育教科書の無償給与

令和5年度予算額（案） 464億円  
（前年度予算額 460億円）

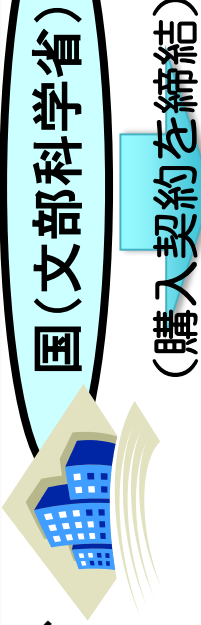


文部科学省

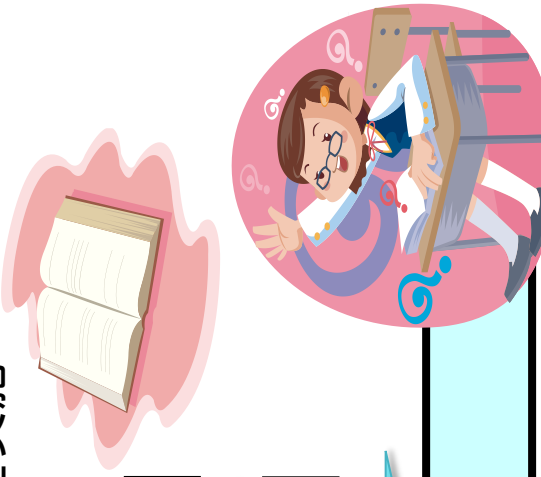
## ～ 理念 ～

- 憲法第26条の義務教育無償の精神を広く実現
- 次代を担う子供たちの国民的自覚を深めるなど、国民全体の期待を込めて教育的意義から実施
- 教育費の保護者負担の軽減

昭和38年の制度発足以来、国民の間に深く定着



諸外国においても多くの国で教科書の無償制度を実施



## 義務教育諸学校のすべての児童生徒

※教科書は児童生徒の所有物 書き込みをしたり自宅に持ち帰って学習

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度（案）
予算額	448億円	460億円	463億円	460億円	464億円
定価改定率	+0.3%	+3.2%(小) ±0.0%(中) ※	±0.0%(小) +3.3%(中)	±0.0%	+1.4%

※令和元年10月の消費税率引上げ(8%→10%)に伴い、別途1.48%を計上

（参考）令和5年度児童生徒1人当たりの平均教科書費

・小学校用 4,140円

・中学校用 5,727円

## 15. 地方教育行政の推進

令和5年度予算額（案）	243百万円
（前年度予算額）	250百万円

### 1. 要 旨

教育行政は、学校教育法や地教行法等に基づき、国と地方公共団体の適切な役割分担と相互の連携・協力により行われることが重要であり、そのための地方公共団体に対する指導、助言、援助等に係る経費を計上するとともに、国が政策誘導してしっかり取組を進める必要のある地方教育行政の連携促進、公立学校教員のメンタルヘルス対策、夜間中学の設置・促進等への対応について、必要な予算を計上する。

### 2. 内 容

#### ○ 地方教育行政推進事業

##### ◆ 地方教育行政の連携促進事業 21百万円（新規）

多様化・複雑化する教育に係る行政課題に対応していくために、総合教育会議を通じた先進的な首長部局との連携や、自治体同士の連携を支援して、各地域における多様な取組をより一層促していくことで地方教育行政を推進する。

##### ◆ 公立学校教員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業 67百万円（新規）

教職員の精神疾患による病気休職者数が5千人を超える高い水準で推移している現状を踏まえ、各教育委員会において、病気休職の原因分析や教員のメンタルヘルス対策に関する事例の創出や効果的な取組の研究を行う。

##### ◆ 夜間中学の設置促進・充実【再掲】 75百万円（75百万円）

平成28年12月に成立した教育機会確保法及び第3期教育振興基本計画等を踏まえ、①夜間中学の新設・運営補助、②既設の夜間中学における教育活動の充実を図ること等により、夜間中学における就学機会の提供を推進する。

※ 上記のほか、地方公共団体に対する指導助言や連絡協議会等の開催等に要する経費を要求

## 背景・課題

現在、教育行政を取り巻く社会環境が多様化・複雑化し、教育委員会だけでは対応しきれない分野横断的な行政課題が多く存在している。今後、国においても、こども家庭庁のリーダーシップの下でこども政策が一元的に推進されていく中で、地方教育行政においても、自治体内における首長との間での一層の連携を通じて、社会福祉等の他の行政分野との融合を図っていくことが重要である。

また、特に小規模自治体においては、少子高齢化・過疎化の進展により、自治体が有する物的・人的資源のみでは教育課題の解決に向けた対応に限界があり、自治体同士の連携を柔軟かつ積極的に進めていくことが重要である。

このことを踏まえ、**総合教育会議を通じて先進的な首長部局との連携や自治体同士の連携を支援し、各地域における多様な取組をより一層促していく**ことで、**地方教育行政を推進**していく。

## 事業内容

### ① 総合教育会議を通じた首長部局との連携の促進（実施主体：都道府県、市町村）

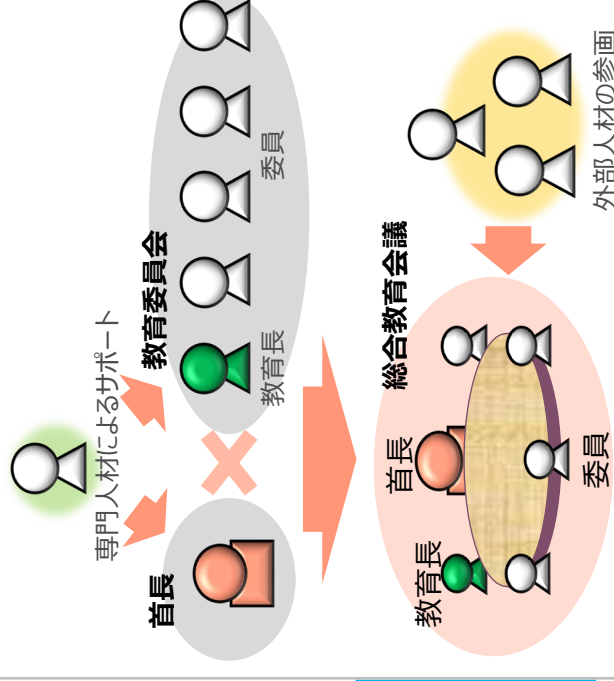
総合教育会議（※）をより効果的に行い、具体的な成果に繋げていく観点から、総合教育会議への外部人材の参画、事務局における専門人材の活用等の取組を支援

（※） 地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的とする会議

### ② 自治体間の連携の促進（実施主体：市町村）

教育委員会の共同設置に向けた調査・検討や、デジタル技術を活用した自治体間連携等の自治体間の連携の促進等に向けた取組を支援

総合教育会議を通じた連携のイメージ



# 公立学校教員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業

令和5年度予算額（案） 0.7億円  
（新規）



文部科学省

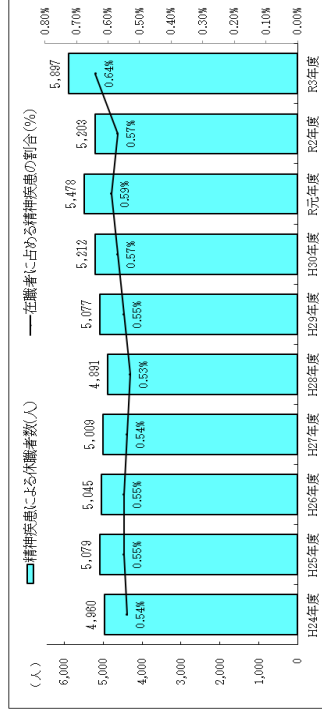
## 背景・課題

○精神疾患による病気休職者数は、5,000人前後の高い水準で推移

→ 令和3年度の精神疾患による病気休職者数は、5,897人  
休職期間中の給与保障や代替教員等の配置による財政的負担も伴う

○昨今、全国的に教師不足の状況にある

→ 令和3年度始業日時点で、公立小・中学校等で2,558人が不足  
臨時的任用教員等の確保も難しい中、病気休職者の増加は学校現場や児童生徒  
に対する教育への影響や、教職の魅力低下につながる恐れがある



（出典）公立学校教職員の人事行政状況調査

## 事業内容

各教育委員会において、専門家や民間企業等と協力しながら、病気休職の原因分析や、メンタルヘルス対策及び労働安全衛生体制の活用等に関するモデル事業を実施し、教員のメンタルヘルス対策に関する事例の創出や効果的な取組の研究を行う

<概要>

- 交付先：都道府県・指定都市教育委員会  
※市町村教育委員会には、都道府県教育委員会から再委託
- 件数・単価：全国5団体×約1,300万円（単年）

（具体的な取組）

### ✓ 委託自治体における関係者会議の設置

自治体担当者、研究者等の専門家、学校管理職等、関係者による会議を設置  
メンタルヘルス対策に関する情報共有と事業計画の立案・実施、効果検証等の中心的な役割を担う

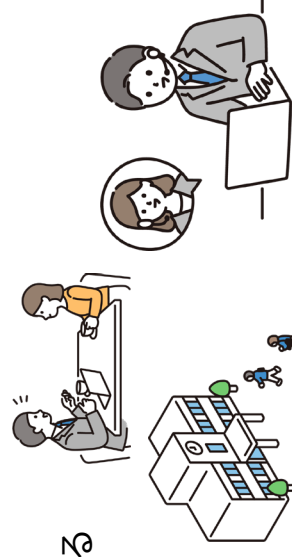
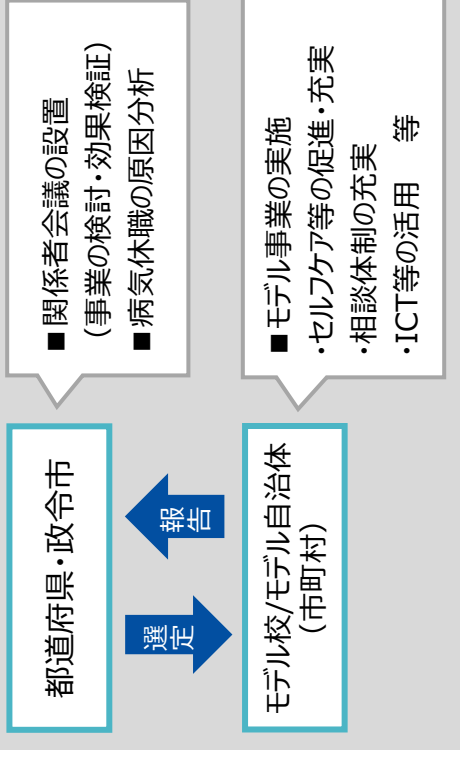
### ✓ 教員の精神疾患による病気休職の原因分析

精神疾患による病気休職者の事例等から教員のメンタルヘルスの原因を分析し、施策の検討に活用する

### ✓ 域内の自治体・学校におけるメンタルヘルス対策のモデル事業の実施及び効果検証

- ・セルフケア（セルフストレスチェック等）の促進、ラインケアの充実
- ・ICT（心拍数の測定等）やSNS（オンライン相談等）等を活用したメンタルヘルス対策
- ・相談員（精神科医・公認心理師・臨床心理士等）を活用した相談体制の充実 等

## 【事業のイメージ図】



# 令和5年度東日本大震災復興特別会計予算（案）

## 【初等中等教育局関係分】

児童生徒等の心のケアや教育支援等 28億円（30億円）

---

○緊急スクールカウンセラー等活用事業 16億円（17億円）

- ・被災児童生徒等の心のケアや教職員等への助言・援助等を行うためのスクールカウンセラーを配置（552人）等

○被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配 12億円（13億円）

- ・被災児童生徒に対する学習支援や心のケア等に取り組むための定数措置（546人）

就学支援 8億円（9億円）

---

○被災児童生徒就学支援等事業 8億円（9億円）

- ・震災により、経済的理由から就学等が困難となった世帯の児童生徒等に、就学支援等を実施

復興を支える人材の育成など地域における暮らしの再生 2億円（2億円）

---

○福島県教育復興推進事業 1億円（1億円）

- ・避難地域12市町村の小中学校や双葉郡中高一貫校における魅力ある学校づくりを支援

○福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成に関する事業 1億円（1億円）

- ・構想の中心となる浜通り地域等の初等中等教育機関において特色ある教育プログラムを実施し、専門人材等の育成のための取組を支援